

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……(建設局公園緑地部公園課)……一
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……一
- 建築基準法による一定の一団地の土地の区域……(同)……二
- 都営住宅の使用料の変更……(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……(同)……五
- 都営改良住宅の使用料の変更……(同)……六
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……(同)……七
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……(同)……七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……七
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定(二件)……(環境局自然環境部計画課)……九
- 特定病院の認定……(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)……一〇
- 応急入院指定病院の指定……(同)……一〇
- 特例措置をとることができる応急入院指定病院の指定……(同)……三
- 土地区画整理事業の換地処分……(都市整備局市街地整備部区画整理課)……三

- 市街地再開発組合の理事長の就任……(都市整備局市街地整備部再開発課)……三
- 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……(同)……三
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……(環境局総務部環境政策課)……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(産業労働局商工部地域産業振興課)……三
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……(下水道局)……三

雑報

- 全国自治宝くじの発売(七件)……(全国自治宝くじ事務協議会)……四

規則

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二 二の部(一)の項中

木場公園売店	第一号(管理所前売店)	一月	十四万三千八百円
	第二号(木場ミドリウム売店)	一月	二十五万二千三百円
を			
に			

改める。

附則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。

告示

●東京都告示第三百四十九号

平成二十八年東京都告示第千三百五十八号により告示した一団地等の区域について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

江東区豊洲六丁目二十八番、二十九番 令和元年八月二日
の一部及び百三番一から同番五まで

●東京都告示第千三百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江東区豊洲六丁目二十八番、二十九番 令和元年八月二日
番の一部、百三番一の一部、同番二及び同番三及び同番四の各一部並びに同番五

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千三百五十一号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和元年九月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (7号棟)		中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	50,800
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート (6号棟)		港区南青山1-3	40.7	1	39,900	182,800
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)		港区芝5-18	34.3	1	33,100	72,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (15号棟)		新宿区戸山2-15	38.3	1	32,000	66,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (26号棟)		新宿区戸山2-26	33.8	1	28,400	64,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (21号棟)		新宿区戸山2-21	38.3	1	32,000	66,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (30号棟)		新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	78,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (10号棟)		新宿区戸山2-10	40.1	1	33,800	78,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (28号棟)		新宿区戸山2-28	43.3	1	37,100	71,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (32号棟)		新宿区戸山2-32	38.3	1	32,100	66,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (11号棟)		新宿区戸山2-11	40.3	1	35,000	76,700
一般都営	中層耐火	西大久保アパート (1号棟)		新宿区大久保3-13	48.1	2	41,300	71,100
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート (3号棟)		台東区清川2-22	34.3	1	25,300	34,100
一般都営	高層耐火	ト谷一丁目アパート (1-2-10号棟)		台東区ト谷1-2	35.4	2	28,300	38,700
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (35号棟)		墨田区文花1-28	37.8	2	25,800	46,400
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (36号棟)		墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	46,400
一般都営	高層耐火	太平南アパート (1号棟)		墨田区太平4-2	42.9	2	31,000	45,700
一般都営	高層耐火	押上二丁目アパート (5号棟)		墨田区押上2-1	36.1	1	25,600	54,100
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (2号棟)		墨田区江東橋4-30	43.9	3	33,100	60,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (4号棟)		墨田区堤通2-4	59.7	2	43,900	66,300
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)		墨田区八広5-10	55.9	1	40,200	74,700
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート (2号棟)		江東区大島4-21	51.2	1	42,300	74,900
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート (1号棟)		江東区南砂3-11	33.4	1	26,100	49,700
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (11号棟)		江東区亀戸7-57	36.2	2	28,800	42,700
一般都営	中層耐火	東砂七丁目第2アパート (3号棟)		江東区東砂7-16	51.0	1	41,600	67,400
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (2号棟)		江東区南砂5-24	36.7	1	28,400	42,800
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート (14号棟)		江東区越中島3-2	37.8	1	30,500	40,300
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (4号棟)		江東区東砂2-13	37.9	2	29,800	50,600
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (14号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (22号棟)		江東区東砂2-13	34.4	1	27,000	46,700
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (2号棟)		江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	35,800
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (2号棟)		江東区南砂4-4	34.3	2	27,800	46,500
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート (7号棟)		江東区南砂1-1	42.2	2	33,800	49,300

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (2号棟)		江東区北砂1-3	42.0	2	33,600	54,100
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート (4号棟)		江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	89,000
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート (9号棟)		江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	67,400
一般都営	高層耐火	森下二丁目アパート (9号棟)		江東区森下3-13	54.0	1	45,100	76,700
一般都営	高層耐火	北品川アパート (1号棟)		品川区北品川1-6	41.6	1	36,000	76,100
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (1号棟)		品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	73,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (4号棟)		品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	95,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)		大田区矢口2-21	32.9	2	26,000	36,500
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (16号棟)		大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	39,100
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート (5号棟)		大田区西糀谷2-26	39.0	1	31,800	52,600
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (3号棟)		大田区大森東1-31	59.6	2	49,900	83,600
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート (14号棟)		世田谷区八幡山3-9	51.0	2	42,100	86,000
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート (1号棟)		世田谷区新町2-23	59.6	1	50,700	108,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (4号棟)		世田谷区喜多見2-10	51.0	1	40,300	67,600
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (5号棟)		世田谷区喜多見2-10	51.0	1	40,300	67,600
一般都営	高層耐火	神南一丁目アパート (18号棟)		渋谷区神南1-19	34.4	1	32,800	222,400
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2-3号棟)		渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,300	82,000
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート (1号棟)		中野区丸山2-24	40.2	1	29,100	55,200
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)		杉並区堀ノ内3-49	37.9	2	28,000	44,600
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (10号棟)		北区浮間1-14	59.6	1	48,700	91,500
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (11号棟)		北区浮間1-14	59.6	1	48,700	91,500
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート (1号棟)		北区浮間2-26	59.6	1	48,300	89,600
一般都営	高層耐火	王子本町アパート (16号棟)		北区王子本町3-4	37.3	1	29,200	53,300
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート (3号棟)		北区王子本町3-9	33.4	1	25,400	48,800
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート (4号棟)		北区王子本町3-12	31.9	1	24,100	47,600
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (3号棟)		北区滝野川3-63	36.7	1	28,100	47,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート (16号棟)		北区滝野川3-80	37.3	1	29,600	46,400
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート (16号棟)		北区滝野川3-80	42.2	1	33,500	50,500
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート (1号棟)		荒川区南千住2-33	42.2	2	30,400	53,100
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (7号棟)		板橋区新河岸2-10	36.4	1	25,800	33,100
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (8号棟)		板橋区新河岸2-10	37.9	1	26,800	40,400
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート (1号棟)		板橋区前野町4-36	43.9	1	33,100	48,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート (2号棟)		練馬区南田中3-31	32.6	1	23,600	44,800

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	南田中アパート(7号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	48,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(18号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(24号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(27号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(29号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	44,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(38号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(21号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,800
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-1号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	103,600
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-5号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	103,600
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(4号棟)	足立区中央本町5-18	55.9	1	40,800	73,400
一般都営	中層耐火	伊興町本町アパート(1号棟)	足立区伊興5-2	59.6	1	43,500	78,400
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,700	37,600
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(4号棟)	足立区島根4-20	51.0	1	37,200	64,200
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(1号棟)	足立区保木間1-25	41.6	1	29,200	41,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(6号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	33,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(20号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	39,700
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(11号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,800	37,900
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(4号棟)	足立区谷在家3-22	37.7	1	25,500	39,300
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,400	34,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,100	31,400
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,400	41,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(13号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,800
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(10号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	39,400
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	44,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(17号棟)	足立区花畑8-5	36.4	1	24,300	36,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(20号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,800	38,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(22号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,800	38,300
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(6号棟)	足立区花畑2-11	36.4	1	24,700	39,800
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(8号棟)	足立区舎人6-11	47.6	1	33,200	45,300
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(18号棟)	足立区舎人6-9	43.6	1	30,400	41,800
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(20号棟)	足立区南花畑5-14	60.9	1	43,500	71,200
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)	葛飾区青戸3-8	42.3	1	31,200	56,700
一般都営	中層耐火	鎌倉二丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区鎌倉2-27	48.1	1	35,800	62,300

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	65,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	3	42,400	69,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,300	43,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	48,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	79,100
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	79,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-2号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	43,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-5号棟)	八王子市鹿島16	42.3	1	21,700	35,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(9-3号棟)	八王子市松が谷9-3	62.1	1	35,800	72,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-3号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	71,000
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(1号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,100	86,600
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(7号棟)	武蔵野市境5-15	55.9	1	42,600	92,800
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(3号棟)	三鷹市上連雀7-25	51.0	1	36,800	75,500
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(2号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,600	88,600
一般都営	中層耐火	府中新町一丁目第2アパート(3号棟)	府中市新町1-72	55.8	1	38,100	79,300
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート(2号棟)	府中市栄町1-20	55.9	1	32,500	74,100
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート(3号棟)	府中市栄町1-20	55.9	1	32,500	74,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8-15	53.5	1	29,800	66,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(7号棟)	調布市国領町8-1-35	51.2	1	30,500	75,800
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1-35	51.2	1	30,500	75,800
一般都営	中層耐火	調布ヶ丘二丁目アパート(1号棟)	調布市調布ヶ丘2-28	62.1	1	39,600	98,900
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(7号棟)	町田市町田4-7	48.1	1	28,900	66,800
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(4号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	59,700
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(13号棟)	町田市成瀬7-10	51.0	1	27,700	54,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(18号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	59,700
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2	55.9	4	32,500	76,400
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(2号棟)	町田市山崎町840	55.9	1	29,500	52,600
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(1号棟)	町田市忠生4-9	55.9	1	30,300	57,300
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)	町田市相原町3190	55.9	3	30,200	60,100
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190	55.9	2	30,200	60,100
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(4号棟)	日野市新井842	37.7	1	16,800	33,700
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(3号棟)	東村山市萩山町2-13	61.3	1	37,200	80,000
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(16号棟)	西東京市田無町7-10	55.9	1	33,500	70,500

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート（1号棟）	西東京市柳沢1-15	61.5	1	40,400	94,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート（1号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート（24号棟）	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	41,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート（30号棟）	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,400
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート（3号棟）	清瀬市松山3-14	56.8	1	32,700	67,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート（1号棟）	清瀬市竹丘3-3	51.0	2	27,800	52,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（5-2-3号棟）	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（5-2-1号棟）	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地（4-4-1号棟）	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	39,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地（4-4-2号棟）	多摩市落合4-4	51.1	2	25,800	39,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地（4-4-6号棟）	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	39,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地（6-1-3号棟）	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	39,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（3-2-2号棟）	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,900	59,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（3-2-6号棟）	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,900	59,800

●東京都告示第三百五十二号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

大山西町アパート
(1・2号棟)

板橋区大山西町二十一番

中層耐火 三四・六平方メートル

五戸

三〇、三〇〇円

六三、八〇〇円

同右

同右

高層耐火

同右

二四戸

同右

同右

同右

同右

中層耐火

四〇・四平方メートル

五戸

三五、四〇〇円

七四、五〇〇円

同右

同右

高層耐火

同右

二四戸

同右

同右

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

六戸

四一、九〇〇円

八八、四〇〇円

同右

同右

同右

五七・四平方メートル

同右

五〇、三〇〇円

一〇五、八〇〇円

同右

同右

中層耐火

三四・六平方メートル

二〇戸

三〇、三〇〇円

六四、〇〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

一〇戸

三五、四〇〇円

七四、八〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

五戸

四一、九〇〇円

八八、四〇〇円

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

五七・三平方メートル

同右

五〇、二〇〇円

一〇六、一〇〇円

同右

同右

高層耐火

三四・六平方メートル

七七戸

二九、九〇〇円

五八、七〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

五五戸

三四、九〇〇円

六八、五〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

一一戸

四一、三〇〇円

八一、一〇〇円

同右

同右

同右

五七・五平方メートル

同右

四九、六〇〇円

九七、五〇〇円

清川二丁目第2アパート
(5号棟)

台東区清川二丁目二十三番

高層耐火

三四・六平方メートル

七七戸

二九、九〇〇円

五八、七〇〇円

●東京都告示第三百五十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都

営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和元年九月一

日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告

示する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	西大久保アパート（4号棟）	新宿区大久保3-13	32.8	1	26,500
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	51.2	1	39,600
改良	高層耐火	橋場三丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート（2号棟）	江東区南砂3-11	33.4	1	26,200
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（7号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（5号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート（1号棟）	北区堀船3-1	33.4	1	24,700
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート（1号棟）	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,500
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート（1号棟）	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,900
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート（2号棟）	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,400
改良	高層耐火	昭島市玉川町アパート（2号棟）	昭島市玉川町1-8	38.2	1	18,100
改良	高層耐火	調布くすのきアパート（4号棟）	調布市国領町3-8-15	45.2	1	25,600

●東京都告示第三百五十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小池百合子

名 称 位 置 区画数

桐ヶ丘アパート一〇四 北区桐ヶ丘二丁目一 五三区画
 駐車場 番ほか

●東京都告示第三百五十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和元年八月三十日

東京都知事 小池百合子

名 称 位 置 区画数

大山西町アパート駐車 板橋区大山西町二十 十八区画
 場 一番

●東京都告示第三百五十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

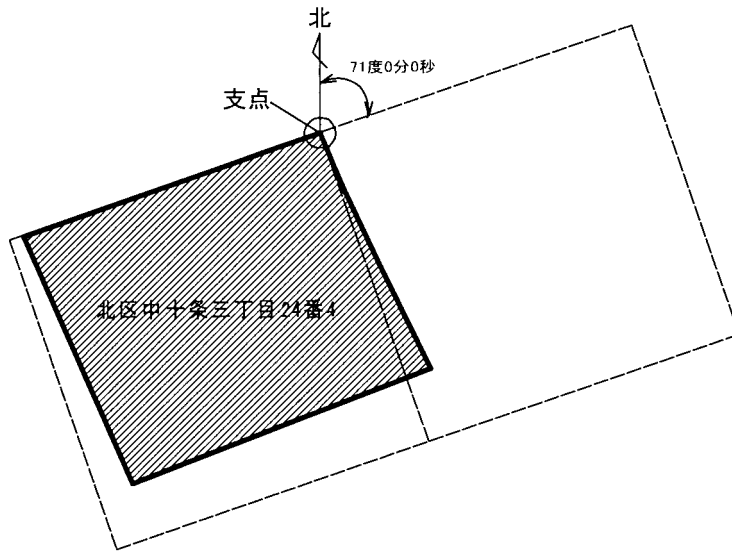
令和元年八月三十日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区中十条三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

- 敷地境界 - - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、北区中十条三丁目24番4の最北端とする。

【格子の回転角度】71度0分0秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百五十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

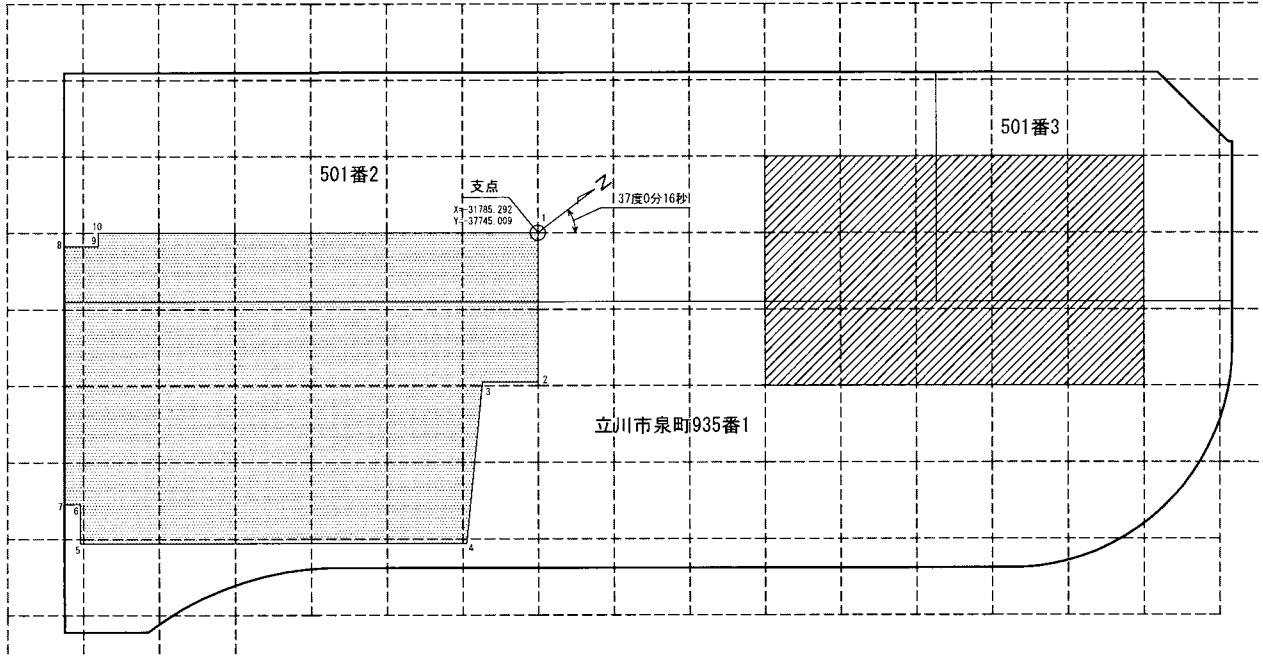
令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（立川市泉町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成31年東京都告示第113号
により指定した区域)

支点

支点の座標は、X=-31785.292、Y=-37745.009とする。
 ※座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、
 世界測地系座標計算によって作成した。

格子の回転角度 37度0分16秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

測点	X座標	Y座標
1	-31785.292	-37745.009
2	-31797.052	-37729.404
3	-31802.942	-37733.843
4	-31817.319	-37718.298
5	-31857.959	-37748.927
6	-31854.833	-37753.074
7	-31856.530	-37754.352
8	-31836.266	-37781.238
9	-31832.671	-37778.528
10	-31831.619	-37779.924

●東京都告示第三百五十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
一般財団法人自然環境研究センター
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
墨田区江東橋三丁目三番七号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
理事長 大塚 柳太郎
- 四 その他
一 の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第三百五十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。）につ

いて次のとおり告示する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
総合警備保障株式会社
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
港区元赤坂一丁目六番六号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役社長 青山 幸恭

●東京都告示第三百六十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十一条第四項後段及び第三十三条第四項後段の規定に基づき、特定病院を次のとおり認定した。

令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名称	所在地	認定期間	認定年月日
昭和大学 附属鳥山 病院	世田谷区北鳥山 六丁目十一番十 一号	平成三十一年 四月一日から 令和四年三月 三十一日まで	平成三十一年 四月一日
医療法人 成増厚生 社団翠会 成増厚生 病院	板橋区三園一丁 目十九番一号		同右
医療法人 昌綾会 沼病院	板橋区常盤台二 丁目三十三番十 五号		同右
医療法人 練馬区大泉学園 同右			同右

財団厚生
協会大泉
病院

町六丁目九番一
号

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

●東京都告示第三百六十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十三条の七第一項の規定に基づき、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名称	所在地	指定期間	指定年月日
公益財団 法人東京 都保健医 療公社荏 原病院	大田区東雪谷四 丁目五番十号	平成三十一年 四月一日から 令和四年三月 三十一日まで	平成三十一年 四月一日
東京都立 松沢病院	世田谷区上北沢 二丁目一番一号		同右
昭和大学 附属鳥山 病院	世田谷区北鳥山 六丁目十一番十 一号		同右
医療法人 成増厚生 社団翠会 成増厚生 病院	板橋区三園一丁 目十九番一号		同右
一般財団 法人精神 医学研究 所附属東 京武蔵野 病院	板橋区小茂根四 丁目十一番十一 号		同右
医療法人 昌綾会 沼病院	板橋区常盤台二 丁目三十三番十 五号		同右
公益財団 法人東京 都保健医 療公社豊 島病院	板橋区柴町三十 三番一号		同右

医療法人 社団じょう んどう慈 雲堂病院	練馬区関町南四 丁目十四番五十 三号	同右	同右	同右
医療法人 社団翠会	練馬区大泉町二 丁目十七番一号	同右	同右	同右
陽和病院	練馬区大泉学園 町六丁目九番一 号	同右	同右	同右
医療法人 財団厚生 協会大泉 病院	足立区保木間五 丁目二十三番二 十号	同右	同右	同右
協会東京 足立病院	足立区島根三丁 目二番一号	同右	同右	同右
医療法人 社団成仁 病院	葛飾区東金町七 丁目三十三番一 号	同右	同右	同右
医療法人 社団一秀 会葛飾橋 病院	墨田区江東橋四 丁目二十三番十 五号	同右	同右	同右
東京都立 墨東病院	青梅市末広町一 丁目四番地の五	同右	同右	同右
医療法人 財団岩尾 道病院	青梅市富岡三丁 目千二百五十四 番地	同右	同右	同右
医療法人 財団岩尾 会東京青 梅病院	青梅市長淵五丁 目千八十六番地	同右	同右	同右
医療法人 社団幸悠 会鈴木慈 光病院		同右	同右	同右
医療法人 財団良心 会青梅成 木台病院	青梅市成木一丁 目四百四十七番 地	同右	同右	同右
医療法人 社団東京 愛成会高 月病院	八王子市宮下町 百七十八番地	同右	同右	同右
医療法人 財団青溪 会駒木野 病院	八王子市裏高尾 町二百七十三番 地	同右	同右	同右
医療法人 永寿会恩 方病院	八王子市西寺方 町百五番地	同右	同右	同右
医療法人 財団緑雲 会多摩病 院	八王子市中野町 二千八十二番地	同右	同右	同右
医療法人 社団光生 会平川病 院	八王子市美山町 千七十六番地	同右	同右	同右
医療法人 社団明和 会西八王 子病院	八王子市上川町 二千百五十番地	同右	同右	同右
社会福祉 法人桜ヶ 丘社会事 業協会桜 ヶ丘記念 病院	多摩市連光寺一 丁目一番地一	同右	同右	同右
特定医療 法人社団 研精会稲 城台病院	稲城市若葉台三 丁目七番一号	同右	同右	同右
医療法人 社団鶴永 会鶴が丘 ガールズ ホスピタ ル	町田市三輪緑山 二丁目二千百三 十三番一	同右	同右	同右
医療法人 社団天紀 会ころ のホスピ タル町田	町田市上小山田 町二千四百四十番 地	同右	同右	同右
国家公務 員共済組 合連合会 立川病院	立川市錦町四丁 目二番二十二号	同右	同右	同右
公益財団 法人井之 頭病院	三鷹市上連雀四 丁目十四番一号	同右	同右	同右
医療法人 社団碧水 会長谷川 病院	三鷹市大沢二丁 目二十番三十六 号	同右	同右	同右
医療法人 社団欣助 会吉祥寺 病院	調布市深大寺北 町四丁目十七番 地一	同右	同右	同右
東京都立 多摩総合 医療セン ター	府中市武蔵台二 丁目八番地の二 十九	同右	同右	同右
東京都立 小児総合 医療セン ター	府中市武蔵台二 丁目八番地の二 十九	同右	同右	同右
医療法人 社団根岸 病院	府中市武蔵台二 丁目十二番地の 二	同右	同右	同右

国立研究 開発法人 国立精神 ・神経医 療研究セ ンター病 院	小平市小川東町 四丁目一番一号	同右	同右
医療法人 会山田病 院	西東京市南町三 丁目四番十号	同右	同右
医療法人 社団薫風	同右	同右	同右
医療法人 社団恵友	東村山市青葉町 三丁目二十九番 地一	同右	同右
医療法人 会三恵病 院	同右	同右	同右
医療法人 社団新新	東村山市青葉町 二丁目二十七番 地一	同右	同右
会多摩あ おば病院	同右	同右	同右

●東京都告示第三百六十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五
年法律第二百二十三号)第三十三条の七第二項後段の規定に
基づき、特例措置をとることができる応急入院指定病院と
して次のとおり指定した。

令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名称	所在地	指定期間	指定年月日
昭和大学 附属烏山 病院	世田谷区北烏山 六丁目十一番十 一号	平成三十一年 四月一日から 令和四年三月 三十一日まで	平成三十一年 四月一日
医療法人 社団翠会	板橋区三園一丁 目十九番一号	同右	同右

成増厚生 病院	板橋区常盤台二 丁目三十三番十 五号	同右	同右
医療法人 社団清和	同右	同右	同右
昌綾会飯 沼病院	同右	同右	同右
医療法人 財団厚生	練馬区大泉学園 町六丁目九番一 号	同右	同右
協会大泉 病院	同右	同右	同右
医療法人 財団岩尾	青梅市末広町一 丁目四番地の五	同右	同右
会東京海 道病院	同右	同右	同右
医療法人 財団良心	青梅市成木一丁 目四百四十七番 地	同右	同右
会青梅成 木台病院	同右	同右	同右
医療法人 財団青溪	八王子市裏高尾 町二百七十三番 地	同右	同右
会駒木野 病院	同右	同右	同右
国家公務 員共済組 合連合会	立川市錦町四丁 目二番二十二号	同右	同右
立川病院	同右	同右	同右
医療法人 社団碧水	三鷹市大沢二丁 目二十番三十六 号	同右	同右
会長谷川 病院	同右	同右	同右
国立研究 開発法人	小平市小川東町 四丁目一番一号	同右	同右
国立精神 ・神経医 療研究セ ンター病 院	同右	同右	同右

公 告

医療法人 東村山市青葉町 同右 同右
社団新新 二丁目二十七番
会多摩あ 地一
おば病院

土地区画整理事業の換地処分について
東京都市計画事業有明北土地区画整理事業について、土
地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第
一項の規定により換地処分があったので、同条第四項の規
定により公告する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八
条第一項の規定により大山町クロスポイント周辺地区市街
地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届
出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

山本 好文

二 住所

板橋区大山町三十九番九号

市街地再開発組合の理事長の住所の変更につ
いて

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八

条第一項の規定により東池袋四丁目2番街区地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

米山 啓二

二 住所

豊島区東池袋五丁目十八番四号

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第六十八条第一項の規定に基づき、（仮称）虎ノ門二丁目十計画建設事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社ホテルオークラ

代表取締役社長 荻田 敏宏

港区虎ノ門二丁目十番四号

公益財団法人大倉文化財団

理事長 村上 勝彦

港区虎ノ門二丁目十番三号

二 対象事業の名称

（仮称）虎ノ門二丁目十計画建設事業

三 工事着手の年月日

平成二十七年九月一日

四 工事完了の年月日

令和元年七月三十一日

五 届出日

令和元年八月八日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

（仮称）東京国際空港第2ゾーン計画

二 店舗所在地

大田区羽田空港二丁目二番ほか

三 設置者名

羽田エアポート都市開発株式会社

四 意見

ア 聴取者

イ 概要

ウ 收受日

五 縦覧場所

六 縦覧期間

大田区長

意見なし

令和元年八月五日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

令和元年八月三十日から同年九月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

令和元年八月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号

五六一五

有限会社

岡田設備

工業

五六一六

株式会社

大和興業

商号又は名称

岡田 真樹

代表者

事業所在地

東大和市狭山四丁目

千三百九十七番地の

一 ルードヴィッヒ

一三九七 二〇二号

室

東大和市奈良橋四丁

目六百五十六番地

ヴァンペール一〇

二号室

指定年月日

令和元年六月二十六日

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百九十九号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和元年八月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百万枚 十億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封印(被封印された指定部分を削り取ることにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年十月十九日から同年十一月五日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年十月十九日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		五百万円 十本
二等		三十万円 百五十本
三等		五万円 千五百本
四等		一万円 八千本
五等		千円 十万本
六等		二百円 五十万本
計		六十万九千六百六十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和元年八月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 十三億五千万円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封印(被封印された指定部分を削り取ることにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年十月二十三日から同年十一月十二日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年十月二十三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		千万円 九本
二等		百万円 三十六本
三等		十万円 三百六十本
四等		一万円 九千本
五等		千円 九万本
六等		三百円 九十万本
計		九十九万九千四百五本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百一号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和元年八月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百十六回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 八億円
四	証票金額	一枚二百円
五	証票型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年十一月六日から同月十九日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年十一月六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
・	等	三十万円 二百本
一	等	二十万円 二百本
二	等	十万円 四百本
三	等	五万円 八千本
四	等	二万円 二万二千八百本
五	等	一万円 四万八千本
六	等	五千円 九万六千本
計		四十九万八千二百本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百二号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和元年八月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百五十万枚 十億円
四	証票金額	一枚二百円
五	証票型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年十一月十三日から同年十二月二日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年十一月十三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
・	等	五百万円 十一本
一	等	三十万円 百六十五本
二	等	十万円 六百五十本
三	等	五万円 千六百五十本
四	等	二万円 八千八百本
五	等	一万円 一万一千本
六	等	五千円 二万五千本
計		六十七万六千二百六十六本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百三号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和元年八月二十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百二十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の枚及び総額	三百五十万枚 七億円
四	証票金額	一枚二百円
五	証票型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年十二月四日から同月十六日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年十二月四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	五十万円 八十四本
一	等	十万円 二百八十本
二	等	一万円 三千五百本
三	等	二千円 三万五千本
四	等	千円 七万本
五	等	二百円 三十五万本
六	等	
計		四十五万八千八百六十四本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百四号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和元年八月二十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百二十二回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の枚及び総額	五百万枚 十五億円
四	証票金額	一枚三百円
五	証票型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和元年十二月二十二日から令和二年一月十四日まで
七	当せん金支払開始期日	令和元年十二月二十二日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	二十万円 五本
一	等	十万円 六十本
二	等	一万円 六千本
三	等	千円 十万本
四	等	三百円 百万本
五	等	
六	等	
計		百十万六千六百六十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和元年八月三十日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称

第八百二十三回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額

三百万枚 六億円

四 証券金額

一枚二百円

五 証券型式

被封式（被封された指定部分を削り取るにより、
一等から六等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間

令和元年十二月二十五日から令和二年一月七日まで

七 当せん金支払開始期日

令和元年十二月二十五日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	五百万円	六本
二等	三十万円	九十本
三等	五万円	九百本
四等	一万円	四千八百本
五等	千円	六万本
六等	二百円	三十万本

計

三十六万五千七十九十六本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
(郵送料を含む) 六、六〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

